

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日は、
日曜日の翌
日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更(地方課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二
件)(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 教委告示

教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による横原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和六十二年五月一日現在の地番による。)

横原字宮向

横原字宮向のうち四三〇の三の一部、四三一の一部、四三二、四三三の一部、四三四の一部、四三六の一の一部、四三七、四三八の一部、四三八次一、五五二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

横原字宮向上エ

横原字宮向四三〇の三の一部、四三一の一部、四三二、四三三の一部、四三四の一部、四三六の一の一部、四三七、四三八の一部、四三八次一、五五二の一部及びこれらと一体をなす国有地

横原字宮向上エのうち四三九の一部、四八一の一部、四八二、四八三の一部、四八七の一部、五五一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

横原字七坂五五三の一部及びこれと一体をなす国有地

横原字高下

横原字宮向四三八の一部、五五二の一部
横原字宮向上エ四三九の一部、四八一の一部、四八二、四八三の一部、四八七の一部、五五一及びこれらと一体をなす国有地

横原字大黒見	横原字高下の全域 横原字大黒見五一二、五一三及びこれらと一体をなす国有地 横原字七坂五五〇、五五三の一部、五五三次一の一部、五五四の一部及びこれらと一体をなす国有地
横原字七坂	横原字七坂のうち五五〇、五五三、五五三次一の一部、五五四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二十号

若桜町が行う土地改良事業（非補助事業栃原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十一号

中山町が行う土地改良事業に係る住吉地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
中山町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

中山町が行う土地改良事業に係る三谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年一月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
中山町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る旗原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十二年五月二十六日 鳥取県指令受都計三一二第六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市二本木字甘草田東
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡大山町上萬七〇〇一二
大塚峯枝

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年一月十二日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 森 田 隆 朝

一 日時 昭和六十三年一月十二日（火）午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について

2 その他